

第  
4709  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 4月15日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 延滞税、利子税の見直し

**Q**：今年度の税制改正では、延滞税や利子税の見直しが行われたとか。どのようなになったのですか？

**A**：平成26年1月1日以後分から次のように引き下げられます。

### 【解説】

今年度の税制改正では、納税環境整備の一環として、延滞税や利子税の見直しが行われました。概要は、次のとおりです。

### 【延滞税】

各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、次の区分に応じて次の割合になります。

- ①年14.6%の延滞税は、特例基準割合に7.3%を加算した割合
- ②年7.3%の延滞税は、特例基準割合に1%を加算した割合（7.3%を限度）

この場合の特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年9月までの各月における短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合をいい、改正後は、この特例基準割合が算定の基準になります。

### 【利子税】

各年の特例基準割合が、年7.3%に満たない場合は、①所得税や法人税等にかかる利子税は特例基準割合、②相続税や贈与税にかかる利子税はその利子税に特例基準割合が7.3%に占める割合を乗じて求められる割合になります。

